

高知県特定非営利活動法人の認証後未登記団体に対する対応方針（案）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により知事の設立の認証を受けたにもかかわらず、法第 13 条第 1 項に規定する設立の登記を行わない団体（以下「認証後未登記団体」という。）に対しては、原則として次のとおり対応する。

- 1 設立の認証があった日から 2 月を経過しても法第 13 条第 2 項及び高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年高知県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定による届出がないときは、認証後未登記団体に対して、書面により督促するものとする。
なお、督促書（別記第 1 号様式）は、団体の代表者の住所又は居所に送付するものとする。
- 2 1 の督促書を送付した日から 1 月を経過してもなお法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定による届出がないときは、認証後未登記団体に対し、再度、書面により督促するものとする。この場合において、期日までに当該届出がないときには、設立の認証の取消し手続きを開始する旨を書面に記載するものとする。（認証取消予告）
なお、再督促書（別記第 2 号様式）は、団体の代表者の住所又は居所に送付するとともに、再督促書の写しを団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。
- 3 再督促書を送付した日から 1 月を経過し、かつ、設立の認証があった日から 6 月を経過した場合において、認証後未登記団体から法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定による届出がないときは、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において設立の登記の有無を確認するものとする。
- 4 設立の認証を受けた団体が、設立の登記をしているにもかかわらず、法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定による届出を行っていないことが明らかになったときは、法第 42 条の規定に基づき、改善命令（届出義務違反）を行うものとする。
- 5 設立の認証があった日から 6 月を経過しても登記をしていないことが明らかになったときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定により、設立の認証の取消しに係る聴聞を行うものとする。この場合において、その手続については、行政手続法及び高知県聴聞手続規則（平成 6 年高知県規則第 60 号）に定めるところによる。
- 6 5 の聴聞において合理的な回答がなされなかった場合は、法第 13 条第 3 項の規定に基づく設立の認証の取消しを行うものとする。この場合において、取消書（別記第 3 号様式）

は、団体の代表者の住所又は居所に送付するとともに、取消書の写しを団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。

7 法第 13 条第 3 項の規定に基づく設立の認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、県のホームページにおいて、県民に対し、情報提供をするものとする。

- (1) 団体の名称及び主たる事務所所在地
- (2) 代表者の氏名
- (3) 認証日
- (4) 認証の取消日
- (5) 認証取消に至った理由

8 法第 13 条第 3 項の規定に基づく設立の認証の取消しを行った場合は、法第 12 条第 1 項の規定による設立の認証に係る書類（以下「設立認証書」という。）を当該団体が保有しているときは、代表者に対して、設立認証書の返還を命じるものとする。

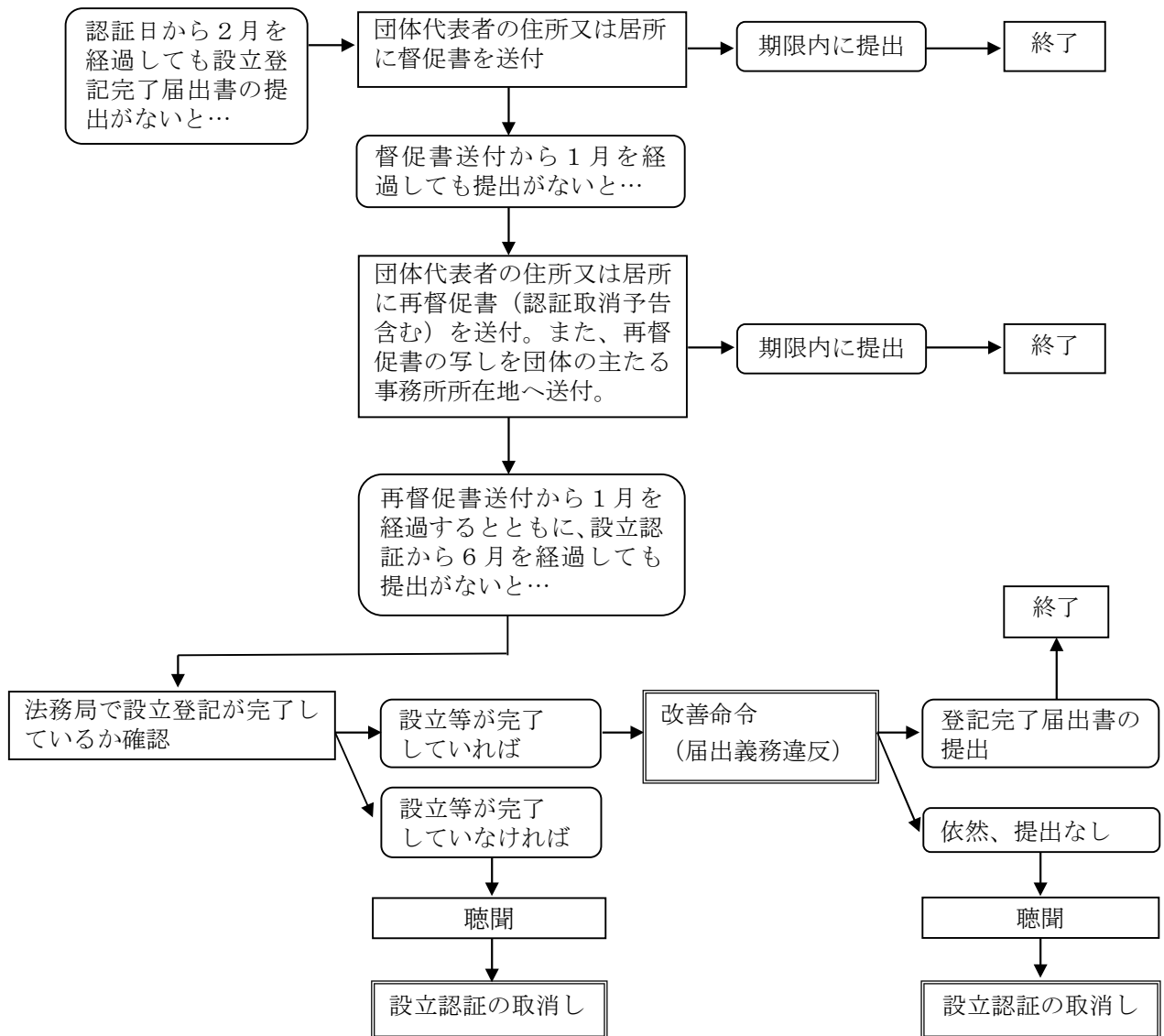
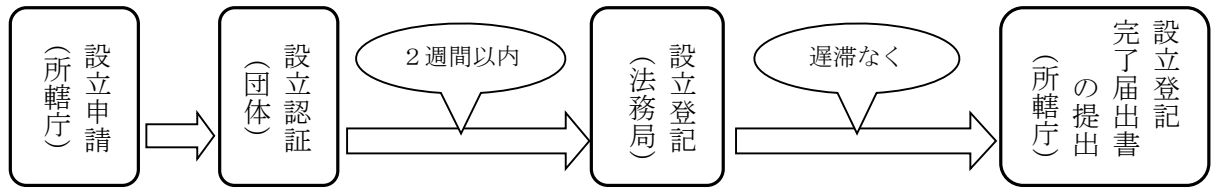
9 この対応方針は、法第 34 条第 5 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定による知事の合併の認証を受けた者が、法第 39 条の規定による合併の登記を行わない場合の取扱いについて準用し、別記様式は、適宜修正の上、使用することができるものとする。

附 則

1 この対応方針は、令和 4 年 月 日から運用する。

2 この対応方針の運用を開始する際に、既に設立認証があった日から 6 月が経過している団体については、附則 1 の運用開始日を認証日から 2 月が経過した日とみなして取り扱うものとする。

設立登記完了届出書等の提出がない団体に対する対応フロー



※ 所轄庁は高知県

※ 認証取消しについては、県ホームページ等で団体の名称及び主たる事務所所在地、代表者の氏名、認証日、認証取消日、認証取消に至った理由を公表します。

※ 合併の登記についても、法令に基づき、上記に準じて取り扱います。

(別記第1号様式)

第 号
年 月 日

団体名称

代表者氏名 様

高知県文化生活スポーツ部県民生活課長

特定非営利活動法人の設立登記について（督促）

所轄庁から特定非営利活動促進法第12条第1項の規定による設立認証を受けた者は、同法第13条第1項の設立の登記をしたときは、同条第2項及び高知県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、遅滞なく、下記書類を所轄庁に提出することが義務づけられています。貴団体からはまだ提出されていませんので、年 月 日（ ）までに下記のとおり提出してください。

なお、この督促書に関して、ご質問等がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。また、行き違いによりすでに提出済みの場合は、あしからずご了承ください。

記

1 提出すべき書類

- (1) 設立登記完了届出書（高知県特定非営利活動促進法施行細則別記第3号様式）
- (2) 登記事項証明書
- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 設立当初の財産目録 2部

2 提出先・問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県文化生活スポーツ部県民生活課
TEL：088-823-9769 FAX：088-823-9879

<参考>

特定非営利活動促進法

(登記)

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(成立の時期等)

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

組合等登記令

(設立の登記)

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならない。

(設立の登記の申請)

第16条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

高知県特定非営利活動促進法施行条例

(設立の登記の届出手続)

第5条 法第13条第2項の規定により設立の登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

高知県特定非営利活動促進法施行細則

(設立の登記の届出手続)

第5条 条例第5条の届出書は、別記第3号様式によるものとする。

2 法第13条第2項及び条例第5条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。

3 法第13条第2項及び条例第5条の規定により第1項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の財産目録は、2部とする。

(別記第2号様式)

第 号
年 月 日

団体名称

代表者氏名 様

高知県文化生活スポーツ部県民生活課長

特定非営利活動法人の設立登記について（督促）

所轄庁から特定非営利活動促進法第12条第1項の規定による設立認証を受けた者は、同法第13条第1項の設立登記を組合等登記令第2条第1項に規定する期間内（2週間以内）に行うことが義務づけられています。

また、同登記を行った後は、同法第13条第2項及び高知県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、遅滞なく、下記書類を所轄庁に提出することが義務づけられています。

貴団体に対し、年 月 日付け 高県民第 号で督促しましたが、まだ提出されていませんので、年 月 日（ ）までに下記のとおり提出してください。

指定の日までに提出がない場合、設立の認証の取消しを行うための聴聞の手続きに着手しますので、申し添えます。

なお、この督促書に関して、ご質問等がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。また、行き違いによりすでに提出済みの場合は、あしからずご了承ください。

記

1 提出すべき書類

- (1) 設立登記完了届出書（高知県特定非営利活動促進法施行細則別記第3号様式）
- (2) 登記事項証明書
- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 設立当初の財産目録 2部

2 提出先・問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県文化生活スポーツ部県民生活課

TEL：088-823-9769 FAX：088-823-9879

<参考>

特定非営利活動促進法

(登記)

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(成立の時期等)

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

組合等登記令

(設立の登記)

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならない。

(設立の登記の申請)

第16条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

高知県特定非営利活動促進法施行条例

(設立の登記の届出手続)

第5条 法第13条第2項の規定により設立の登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

高知県特定非営利活動促進法施行細則

(設立の登記の届出手続)

第5条 条例第5条の届出書は、別記第3号様式によるものとする。

2 法第13条第2項及び条例第5条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。

3 法第13条第2項及び条例第5条の規定により第1項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の財産目録は、2部とする。

(別記第3号様式)

高知県指令 第 号
年 月 日

住所
団体名
代表者氏名

特定非営利活動促進法第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり、年 月 日付け高知県指令 第 号で認証した特定非営利活動法人の設立の認証を取り消します。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司

記

(理由)

特定非営利活動促進法第12条(同法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により所轄庁の設立の認証を受けた者は、同法第13条第1項の設立登記を組合等登記令第2条第1項に規定する期間内に行うことが義務づけられているが、あなたは同法第13条第3項に規定する期限を過ぎても設立登記を行わなかったため。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高知県知事に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、高知県を被告として(高知県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。